

[博士論文審査要旨]

申請者：河内山拓磨

論文題目 会社法の分配規制に関する実証研究

審査員 伊藤邦雄

中野 誠

円谷昭一

本論文は、企業会計および法制度の変革がもたらす経済的影響を多角的に分析することで、分配規制の役割を明らかにし、債権者保護法制の構築についての示唆を得ることを目的としている。具体的には、分配規制の観点から公正価値測定がもたらす経済的帰結を明らかにすること、債権者保護の観点から法改正がもたらす経済的影響を明らかにすること、あるべき分配規制についての示唆を得ることを研究のねらいとし歴史的考察および実証分析を行っている。

公正価値測定に関する分析の結果、評価益を生じさせる公正価値測定および見積もり・予測要因を利用する公正価値測定の導入は、分配規制が持つ債権者保護という役割を損なわせるものである一方で、損失の適時認識を求める公正価値測定は分配規制の観点から望ましい経済的帰結をもたらすものであると結論付けている。評価損をもたらす公正価値測定は会社財産の流出を早期に抑制するという点で債権者保護を強化する点を実証的に明らかにした点は独自の貢献だと評価することができる。

法改正がもたらす経済的影響に関する分析の結果、第 1 に、有価証券評価益の分配が認められると、未実現利益の分配が行われる可能性があることが示された。第 2 に、前期配当金額を維持するうえで十分なその他利益剰余金がない企業ほど、その他資本剰余金から配当を行う傾向にあることが観察された。また、維持すべき資本を取り崩してまで配当を行う企業は、その後に倒産確率が高まることが明らかにされた。これらの発見事項は、一連の法改正により分配規制が持つ債権者保護という役割が既存されたことを示唆している。

従来、会社法の分配規制、債権者保護に関する研究の多くは理論的ないしは規範的アプローチを採用してきた。それに対して本論文は、会計基準や分配規制の経済的影響を実証的に分析している点が極めて独創的であり、高く評価することができる。丁寧な統計的分析に加えて、わが国の分配規制の歴史的展開を考察している点、さらには世界各国の規制を丹念に調査している点も学術的に見て貴重な研究蓄積であろう。

今後、分配可能財源の規制に関して、会計の重要な役割である情報開示の視点を追加することで、本研究がさらに発展することが期待できる。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第 5 条第 1 項の規定により一橋大学博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。